

基本方針

3 “子育て・健康・福祉” のまち

- 01 子ども・子育て支援環境の充実
- 02 幼児教育環境の充実
- 03 地域福祉の充実
- 04 高齢者の自立支援の推進
- 05 障がい者の自立支援の推進
- 06 健康づくりの推進

基本方針

3 “子育て・健康・福祉”のまち

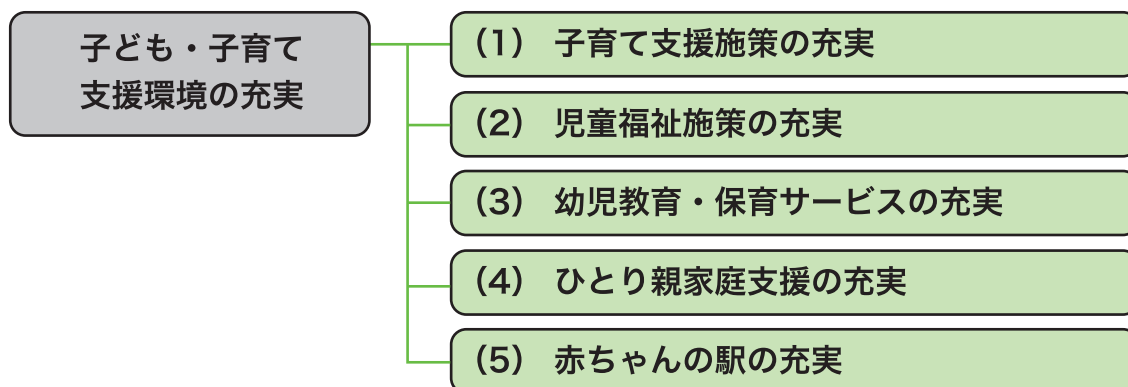
01 子ども・子育て支援環境の充実

■ 目指すべき方向

=計画目標=

- 安心して子どもを生き育てることができるよう、子育て支援事業を展開します。
- こども医療費や任意予防接種費用への助成を拡充し、子育て環境の充実を図ります。
- 小学校就学後も保護者が安心して働けるよう、放課後児童健全育成事業を推進します。
- 子どもの家庭環境の安定を図るため、児童虐待などの予防対策の啓発や支援を行います。
- 保育園の保育サービスの充実や適正配置等を推進し、地域の子育てを支援する拠点としての機能を強化します。
- ひとり親家庭の生活安定を図るため、医療費の助成をはじめ各種の支援を行います。

=施策の内容=



■ 計画の背景

- 子どもはこれからの社会を担う大切な存在です。核家族化が進み、少子化が進行する中で、安心して子どもを生き育てるための環境整備が求められています。
- 社会全体で、子どもの育ちと子育てを支援していくため、国は子ども・子育て支援新制度を定め、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つの目的を掲げています。町としても、この制度に基づき、子ども子育て支援環境を充実させていく必要があります。
- 児童福祉施策として、放課後健全育成事業など、働く親の子育て支援が求められています。また近年、児童虐待が大きな問題となっていますが、虐待を受けている児童の早期発見と適切な保護を行うとともに、予防対策の啓発活動や、相談・援助が必要な家庭への支援を充実させていく必要があります。
- 幼稚園・保育園・認定こども園等の教育・保育施設は、利用者のニーズによりさまざまなサービスが求められていることなどから、地域の子育て支援を担う場として位置づけるため、サービスの充実や適正配置等を総合的に推進していく必要があります。

- 幼児期は心身の発達著しく、成長過程において人間形成の基礎が培われる最も重要な時期であることから、家庭との連携を緊密にし、幼稚園・保育園・認定こども園などでの集団生活を通して自己形成を図っていくことが重要です。
- 本町においては、私立幼稚園と私立認定こども園が各1園、町立保育園が7園（令和2年度現在）あり、町外幼稚園等も含めると、3歳児以上の幼児においては約95%が入園しています。これらの現状から、幼稚園・保育園等の役割は大きく、園児に良好な教育・保育環境を提供するとともに、保護者の負担軽減を図るため、私立幼稚園等に対して助成を行う必要があります。
- 家庭は、人格形成の場として子どもたちに極めて大きな影響を与えるものですが、近年、ひとり親家庭が増加する傾向にあります。そのような家庭に対して、経済的・社会的・精神的に安定した生活を送ることができるよう支援を充実する必要があります。
- 乳幼児連れの保護者が、外出の際に安心してオムツ替えや授乳等に利用できる設備がある施設が少ない状況です。子育て世代が住みやすく、安心して外出できる環境の整備が求められています。

目標実現に向けて

(1) 子育て支援施策の充実

- 子育て世帯の経済的負担の軽減による子育て環境を向上させるため、こども医療や妊産婦医療費助成の充実を図ります。
- 感染症予防のため、乳幼児は定期予防接種に加え、多くの任意予防接種を受ける必要があることから、任意予防接種について、費用助成の充実を図ります。
- 子育て支援センターにおいて、子育て支援拠点として、親子の交流等の場の提供や、子育てに関する相談・援助の実施、子育て関連情報の提供を行うとともに、子育てヘルパー派遣事業による家事支援と、ファミリーサポートセンター事業等により子育ての支援を行います。
- 子育て世代包括支援センターにおいて、妊産婦や乳幼児の実情を把握し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行います。
- 幼稚園、保育園等に児童を通わせる保護者の経済的支援対策として、第3子以降について、引き続き保育料の無償化及び副食費の免除を実施します。
- 子育て世帯を対象に、保育園情報や健診日程情報等、情報発信事業の拡充を図ります。
- 事業者等への啓発活動を進め、育児休業等の取得を促進し、子育て環境の整備を推進します。

(2) 児童福祉施策の充実

- 子育てをしながら働く人々を支援するため、小学校就学児を対象にした放課後児童クラブの充実を図るため、支援員の確保と質の向上に努め、子育て世帯が安心して利用できる体制を整えます。
- 児童虐待を含む要保護児童対策については、子育て支援センターを中核とし、関係機関との連携を強化し、迅速な対応を行います。また、要保護児童対策の体制整備として「子ども家庭総合支援拠点」の設置を図ります。

(3) 幼児教育・保育サービスの充実

- 多様化する保育ニーズや需要の変化等に柔軟かつ効率的・効果的に対応するため、民間活力を導入し、休日保育などの保育サービスの充実を図ります。
- 公立保育園では、正規職員の保育士の集約により、障がい児保育や病後児保育など、本町に合った公立保育園の果たすべき役割を実施できる体制の維持・拡充を図ります。

- 幼保一体化の見地から幼稚園・保育園等が緊密に連携し、子育て支援の各種事業の充実を図り、幼児を対象とした教育の向上に努めます。
- 幼稚園の運営を支援するため、園児の健康診断助成、特別支援サポート事業を継続して実施します。
- 子ども・子育て支援新制度施行に伴い、幼稚園が認定こども園に移行する際は、施設の円滑な移行を支援していきます。

(4) ひとり親家庭支援の充実

- ひとり親家庭医療費の助成の充実を図ります。
- 関係団体や組織の育成強化を図ります。

(5) 赤ちゃんの駅の充実

- オムツ替えや授乳等に利用できる設備がある施設（赤ちゃんの駅）の増加を図ります。
- 赤ちゃんの駅の登録施設を増やし、「赤ちゃんの駅」の情報発信に努めます。

数値目標

〈施策に関連する成果指標〉

成果指標名	単位	基準値/H30年度	目標値/R7年度
待機児童数	人	0	0
放課後児童クラブ ※1	箇所	8	7
保育園における特別保育事業等			
・乳児保育	箇所	3	4
・延長保育 ※2	箇所	7	6
・障がい児保育 ※2	箇所	7	6
・一時保育	箇所	0	2
・病後児保育	箇所	0	1
子育て支援センターにおける事業			
・ファミリーサポートセンター事業	件	0	108
・子ども家庭総合支援拠点	箇所	0	1
幼稚園における特別事業等			
・一時預かり保育事業	箇所	2	2
・特別支援サポート事業	箇所	1	2

目標値減の理由

※1 放課後児童クラブは、平成30年で1校統廃合になったため減

※2 障がい児保育及び延長保育は、保育園の統廃合予定のため減

＝施策の実現に向けた主要事業＝

- ・保育園適正化事業 【継続】
- ・放課後児童クラブ運営事業 【継続】
- ・子育て支援センター事業 【継続】

基本方針

3 “子育て・健康・福祉”のまち

02 幼児教育環境の充実

目指すべき方向

=計画目標=

- 少子化における子育てが、より充実した教育環境の中で行われるよう支援するとともに、教職員及び保育士の研修機会を適切に設け、教職員等一人ひとりの指導力及び資質向上に努め、幼児が伸び伸びと健やかに成長できる幼児教育環境の整備を推進します。

=施策の内容=

幼児教育環境の充実

(1) 幼稚園・保育園・小学校の連携

(2) 教育・保育の質の向上

計画の背景

- 子どもたちが伸び伸びと教育が受けられるよう、幼稚園・保育園・小学校の相互連携を一層深め、学校教育への接続が円滑に進むよう、子どもの成長過程の連続性を重視した幼児期の教育・保育環境の整備に努める必要があります。
- すべての子どもに質の高い教育・保育を提供するには、それに携わる教職員等の資質の向上を図るなど、人材の確保・育成に努める必要があります。
- 発達に課題のある幼児に対し、生活や学習上の困難を改善するため、福祉や健康などに関する部署と連携し、適切な支援を行えるよう、体制の整備に努める必要があります。

目標実現に向けて

(1) 幼稚園・保育園・小学校の連携

- 園児・児童指導の充実を図るため、幼稚園・保育園・小学校との連携により情報の共有を図り、幼児個々の状況に応じた指導体制を確立します。
- 幼保小のなめらかな接続のため、指導法を学び合う研修の場を設け、発達段階を踏まえた関わり方等を各現場での指導に活かしていきます。

(2) 教育・保育の質の向上

- 教職員等が、子どもの状況に応じた教育・保育を提供する意義や課題を共有できるように、合同研修等を開催し資質の向上を図ります。

- 認定こども園の普及促進にあたり、その担い手となる人材の確保・育成のため、幼稚園教諭と保育士の両方の資格取得促進に向けて支援を行います。
- 発達の状況や家庭環境等から、特に配慮を要する子どもについては、一人ひとりの状況を的確に把握し、適切な教育・保育が提供されるように専門機関等との連携を強化するとともに、特別支援教育研修などを通じて教職員等のスキルの向上を図ります。

■ 数値目標

〈施策に関連する成果指標〉

成果指標名	単位	基準値/H30年度	目標値/R7年度
幼保小連絡協議会研修会の開催	回	3	3
指導研修会の開催	回	1	3

＝施策の実現に向けた主要事業＝

- ・幼保小連携協議会研修会 【継続】
- ・指導研修会の開催 【継続】

＝施策の実現に向けた行政と町民の役割分担＝

主 体	取り組み内容
行 政	・こども未来課、学校教育課、保健福祉課が連携し、発達段階に応じた適切な支援を行い、幼保小のなめらかな接続体制を確立する。

基本方針

3 “子育て・健康・福祉”のまち

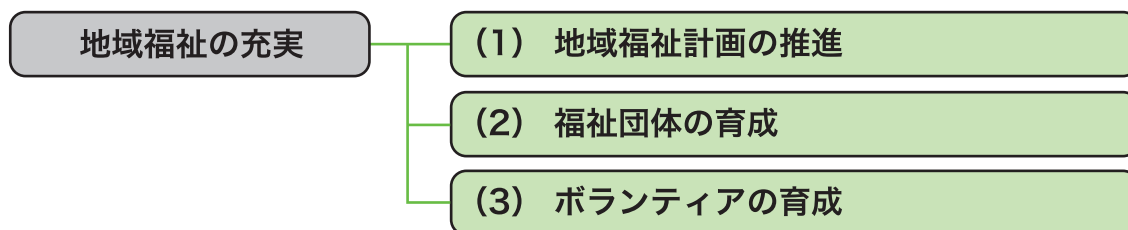
03 地域福祉の充実

■ 目指すべき方向

=計画目標=

- 地域福祉計画推進のため、地域住民を地域福祉推進の担い手として位置づけ、主体的、積極的な参加を促すとともに、地域における相互扶助意識の醸成を図ります。
- 町社会福祉協議会の組織強化と活動の充実を図ります。
- 「ゆめプラザ・那須」のボランティアセンターを拠点に、コーディネーターの主導によるボランティアの育成を図り、地域福祉活動を推進します。

=施策の内容=



■ 計画の背景

- 現在の日本は、急速な少子・高齢社会を迎えており、核家族化の進行、個人の価値観の多様化などにより、本町においても地域の相互扶助機能が弱体化する傾向にあり、社会環境も変化しています。
- 福祉制度は、従来の施設を中心とした措置型福祉から、利用者本位の福祉へと転換が図られているとともに、地域においても障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい充実した生活が送れるよう、自立を支援する福祉へと移行しています。
- 社会構造の変化などによる生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者への支援が求められています。
- 地域福祉を推進する上で、複雑多様化した課題を抱えて生活している人たちが安心して暮らしていくためには、地域福祉活動への地域住民の参加が重要な要素となっています。
- 「ゆめプラザ・那須」を福祉と保健の活動拠点施設とし、福祉サービスを総合的に提供できる体制を構築する必要があります。
- 災害の多い日本において、近年はボランティア意識が高まっています。地域に密着したボランティア活動が行えるようボランティア育成を支援する必要があります。
- 災害等の緊急時にボランティアをマネジメントするコーディネーターを育成する必要があります。

目標実現に向けて

(1) 地域福祉計画の推進

- 住民・各種団体・行政が協働して支えあう地域社会づくりを目指し、地域福祉計画を策定します。
- 地域福祉を推進するためには、住民の地域福祉活動への参加が不可欠であり、地域のニーズに即した福祉活動への参加を支援します。
- 安心見守りネットワーク等の拡大を推進し、地域福祉の向上を図ります。

(2) 福祉団体の育成

- 福祉活動を行う各種団体間の連絡調整に努め、活動の指導、支援を行います。
- 町社会福祉協議会や地域住民、各種団体、民生委員・児童委員などにより構成された地区社会福祉協議会の育成と組織の強化を図ります。
- 福祉サービスや生活相談を必要とする人々を支える民生委員児童委員協議会、保護司会の活動を支援します。

(3) ボランティアの育成

- 「ゆめプラザ・那須」内のボランティアセンターによるボランティア講座やボランティア体験プログラムを通じて、地域ボランティアの育成に努めます。
- 「ゆめプラザ・那須」内のボランティアセンターを拠点とし、コーディネーターの育成や、県・他市町との連携、多方面で活動を実践しているボランティアとのネットワーク構築に努めます。

数値目標

〈施策に関連する成果指標〉

成果指標名	単位	基準値/H30年度	目標値/R7年度
ボランティア育成数	人	376	500
ボランティアコーディネーター育成数	人	1	2
見守りネットワーク協定事業者数	件	50	60
生活困窮者自立支援件数	件	19	30

＝施策の実現に向けた主要事業＝

- ・地域生活支援体制の強化 【継続】

＝施策の実現に向けた行政と町民の役割分担＝

主 体	取り組み内容
行 政	・ボランティア団体及び個人の活動を支援する。 ・民生委員児童委員協議会、警察、消防等の関係機関との連携に努める。
町 民 事業者	・生活支援の担い手として、自主的な地域貢献や社会活動へ参加する。 ・ボランティア活動への参加を図る。 ・事業者や地区社協の活動等による、日常的な高齢者の見守り体制の構築を図る。

基本方針

3 “子育て・健康・福祉”のまち

04 高齢者の自立支援の推進

目指すべき方向

=計画目標=

- 高齢者が生きがいを持ちいつまでも元気で地域で暮らしていけるよう、高齢者の社会活動や交流活動を支援し、介護予防の推進と介護予防・生活支援サービス事業の構築を図ります。
- すべての高齢者が住み慣れた地域でできるだけ自立し、心豊かな生活を送ることができるよう、地域支援体制を強化します。
- 高齢者が、必要なときに必要なサービスを利用することができる環境を目指し、介護保険サービス基盤の整備を推進します。

=施策の内容=

高齢者の自立支援の推進

(1) 高齢者の生きがいづくり

(2) 高齢者在宅福祉対策の推進

(3) 福祉施設の充実

計画の背景

- 近年の少子・高齢化社会の進展により、高齢化率が高くなり、本町においても独居世帯や、高齢者のみの世帯が増加しています。
- このような時代背景にあつて、シニアクラブへの加入者数は伸び悩んでおり、地域ごとに創意工夫した健康と生きがいづくりや、社会参加の推進を図る必要があります。
- できるだけ高齢者が要介護（要支援）状態にならないように、介護予防に努める必要があります。
- 高齢者の増加とともに増加傾向にある要介護認定者に対し、適切な介護サービスを提供できるよう介護サービス基盤の整備を図る必要があります。
- 居宅サービスや、施設サービスを利用する高齢者が増加している中、介護保険制度の適正かつ円滑な運営に努める必要があります。

■ 目標実現に向けて

(1) 高齢者の生きがいづくり

- 高齢者が生きがいを持って他者と交流できる場を確保するとともに、自らの知識や経験を生かし、地域の社会活動に参加できるよう、シニアクラブ、シルバー人材センターの事業を推進し、高齢者が地域に貢献できる活動を支援します。
- 地区社会福祉協議会が進めているふれあい事業等、地区内の高齢者の居場所づくりを支援します。
- ボランティアセンターと連携し、ボランティア団体や個人の活動を支援するとともに、積極的に活用を図ります。
- NPO法人等が行う生きがいサロン事業を支援します。
- 那須町生涯学習推進計画に基づき、健康に関する学習会の開催や、高齢者のスポーツクラブの育成など、仲間づくりや学習機会への参加を促進します。

(2) 高齢者在宅福祉対策の推進

- 地域包括支援センターを中心に、高齢者が安心して地域で暮らせる地域支援活動や介護予防事業を推進するとともに、地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- 福祉タクシーや安心コール等の実施により、高齢者の自立を支援します。
- 高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進構築を図ります。

(3) 福祉施設の充実

- 自宅において介護を受けることが困難な高齢者について、老人ホームや高齢者介護施設利用を推進します。
- 地域におけるニーズを把握し、地域密着型サービスなどの介護サービス基盤整備を推進します。

■ 数値目標

〈施策に関連する成果指標〉

成果指標名	単位	基準値/H30年度	目標値/R7年度
生きがいサロンの支援団体数	団体	6	10
ふれあい工房等の登録者数	人	66	80
地域での介護予防教室の開催回数	回	209	250
介護予防サポーター養成講座の参加者数	人	38	60
認知症サポーター養成講座の参加者数	人	3,529	6,000

－高齢者の生きがいづくり－

区 分		基準年次(平成30年度)	目標年次(令和7年度)
シルバー人材センター会員(人)		220	230
シニアクラブ	クラブ数	25	26
	会員数(人)	853	900

＝施策の実現に向けた主要事業＝

- ・介護予防・日常生活支援サービス事業 【継続】
- ・「生きがい」づくり推進事業 【継続】

＝施策の実現に向けた行政と町民の役割分担＝

主 体	取り組み内容
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防サポーター養成講座を開催し、地域で活動できる人材を育成する。 ・地域包括支援センターの役割を周知するとともに、総合的な相談に対応できる体制づくりに努める。 ・介護保険サービス提供体制を確保し、利用促進に努める。
町 民 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が自ら地域の社会活動に参加するなど生きがいを持ち続け、介護予防につなげる。 ・地域で高齢者の居場所づくりを進める。 ・研修会等をとおして、介護支援専門員の資質向上を図る。

基本方針

3 “子育て・健康・福祉”のまち

05 障がい者の自立支援の推進

目指すべき方向

=計画目標=

- 障がい者が家族とともに暮らし、地域で一人暮らしができるよう、生活環境の改善や、働く意欲のある障がい者が安心して働けるよう支援するとともに、在宅福祉サービスの充実を図ります。

=施策の内容=

障がい者の自立支援の推進

(1) 相談支援体制の充実

(2) 就労支援対策の充実

(3) 在宅福祉対策の充実

計画の背景

- 本町における障害者手帳の所持者は年々増加し、特に加齢に伴う高齢者の障がい者が増加しています。また、交通事故、労働災害、疾病等により障がい者となる方も増加しています。
- 障害者総合支援法においては、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するとともに、障がい者等が自立した日常生活又は、社会生活を営むために必要な障害福祉サービスや相談支援等が受けられるよう、福祉施設や事業体系の見直しを行いました。
- 同法においては、障がい福祉計画の作成が義務付けられ、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みを導入し、障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行による利用者負担の見直しや相談支援の充実が図られています。

目標実現に向けて

(1) 相談支援体制の充実

- 障がい者が地域の中で自分らしく暮らしていける社会（ノーマライゼーション）を目指し、自らサービスを選択、利用し、地域での生活を支援するため、県及び社会福祉法人等関係者の協力のもとに相談支援体制の充実を図ります。
- 生きがいと健康づくりを推進するため、障がい者の受け入れの場を提供し、リハビリ、スポーツ、趣味の活動を通じて自立支援を行います。

(2) 就労支援対策の充実

- 働く意欲のある障がい者が安心して働けるよう、職業安定所等の関係機関と連携した就労支援を推進します。
- 就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大に努めます。

(3) 在宅福祉対策の充実

- 身体上のハンディキャップを補う車椅子、補聴器等の補装具や日常生活を容易にする生活用具を給付し、生活支援を行います。
- 障がい者に対する家庭での介護、家事等の援助を行うヘルパーの派遣や通所による創作的活動、文化的活動、機能訓練等を行い、自立や生きがいを高めるための支援を行います。

数値目標

〈施策に関連する成果指標〉

成果指標名	単位	基準値/H30年度	目標値/R7年度
自立支援協議会の開催回数	回	2	2
障害者優先調達法推進費用	円	400,000	500,000

－障がい者福祉－

区 分	単位	基準年次(平成30年度)	目標年次(R7年度)
障害者相談支援事業相談件数	件	428	500
居宅介護利用件数	件	358	360
共同生活援助利用件数	件	413	450
自立訓練利用件数	件	40	50
就労移行支援利用件数	件	194	200
就労継続支援利用件数	件	747	800
放課後等デイサービス利用件数	件	322	400

＝施策の実現に向けた主要事業＝

- ・相談支援事業 【継続】
- ・地域生活支援事業 【継続】

＝施策の実現に向けた行政と町民の役割分担＝

主 体	取り組み内容
行 政	・相談支援体制の充実を図るため、人材育成を推進する。
町 民 事業者	・研修会等をとおして、相談支援専門員の資質向上を図る。

基本方針

3 “子育て・健康・福祉”のまち

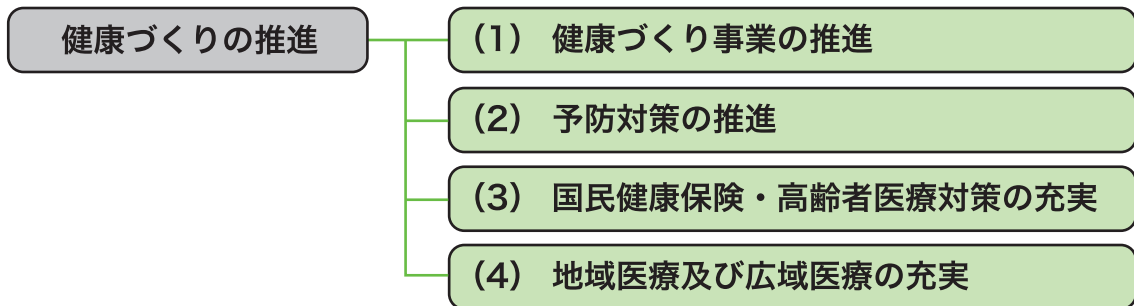
06 健康づくりの推進

■ 目指すべき方向

=計画目標=

- 生涯を通じた健康づくり対策と保健事業の一体的推進を図り、町民自らが健康づくりに取り組むための支援を行います。

=施策の内容=



■ 計画の背景

- 本町の疾病状況は、生活習慣病の増加に伴って、がん・心疾患・脳血管疾患の三大疾病による死亡が全体の3分の2を占めています。その中でも、脳血管疾患・心疾患の死亡率は、全国・県と比較して高くなっており、これらの疾患に至る肥満・高脂血症・高血圧・糖尿病等の生活習慣病予防対策が重要性を増しています。
- 本町においては、医療機関及び医師数が共に少なく、他市町村の医療機関に依存している現状があります。
- 子どもを安心して産み育てるための対策や、さまざまな疾病に対する早期対応、生活習慣病にならないための一次予防対策の強化を図る必要があります。
- 近年、新型インフルエンザウイルスや新型コロナウイルスなどによるさまざまな感染症が発生しており、感染症予防について関係機関との緊密な連携が必要となっています。

■ 目標実現に向けて

(1) 健康づくり事業の推進

- 町民が主体的に健康づくりに取り組めるよう関係機関と連携し、事業の積極的な展開に努めます。
- 一人ひとりが輝き、皆が笑顔で支えあい、安心して暮らせるまちづくりを目指し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図るため健康づくりの推進に努めます。

(2) 予防対策の推進

ア 生活習慣病予防対策

- 町民一人ひとりが自分の健康について考えるきっかけとして、検診を有効に活用できるように、受診率の向上を図ります。
- 健診結果をもとに、生活習慣病予防に主体的に取り組めるよう、運動・栄養面の指導を含めた各種の保健事業を展開します。また、メタボリックシンドローム予防対策の推進、慢性疾患（高血圧、高血糖、慢性腎臓病等）の重症化予防に努めます。
- がん検診及び精密検査の受診率の向上を図り、疾病の早期発見・早期対応に努めます。
- 子どもの頃から自分の健康に関心を持ち、健康づくりに取り組めるよう支援します。

イ 母子保健の推進

- 妊婦や家族を対象とした妊娠・出産に関する講義や学級等を開催し、出産に対する家族の協力体制の強化を図り、安心して出産できる環境の確保に努めます。
- 母子健康手帳の交付を受けた妊産婦に対し、疾病の早期発見と治療を促進するため、妊婦健康診査費や妊産婦医療費の助成を行います。
- 訪問、各種乳幼児健診、相談を行い、新生児期から幼児期まで親子の健やかな成長・発達支援の充実を図ります。
- 親子の交流の場を設けるとともに、学校保健事業との連携を図りながら、子どもたちが健やかに成長できる支援を行います。

ウ 感染症対策の推進

- 新型のさまざまな感染症の発症が想定されるため、県や医療機関との緊密な連携のもとに継続した感染症対策に取り組めます。
- 各種予防接種の有効性と制度や助成内容を周知し、予防接種の啓発活動と接種率の向上に努めます。

エ メンタルヘルス対策の推進

- 「いのちを支える那須町自殺対策計画」に基づき、誰も自殺に追い込まれることのないよう関係機関と連携を図り、自殺予防のためのゲートキーパー養成と町民への啓発を行います。

オ 歯科保健対策の充実

- 虫歯や歯周病など歯科疾患は、食生活や社会生活等に支障をきたすことから、幼児期からの虫歯予防対策、小学生へのフッ素洗口を実施するとともに、すべての世代に対して、8020（80歳で歯が20本）活動を推進します。

カ 放射能の健康被害に対する不安の軽減

- 放射能による健康被害の不安の軽減のため、各種検査等を実施します。（甲状腺エコー検査や尿・母乳検査費用の助成、ホールボディカウンタによる人体の内部被ばく検査等）

(3) 国民健康保険・高齢者医療対策の充実

- 地域保健医療の基盤である国民健康保険制度に基づき、町民の疾病、負傷、出産、死亡などの保険事案に対し、医療給付の実施や疾病予防のための保健事業を行います。また、75歳以上の高齢者には、後期高齢者医療制度に基づく医療費の給付や疾病予防事業を行います。

(4) 地域医療及び広域医療の充実

- 町内や近隣市町村の医療機関との連携・協力により地域医療の充実に努めます。
- 休日及び夜間の急患に対応するため、在宅当番医制度、病院群輪番制及び那須地区夜間急患診療所を利用し、休日及び夜間の医療体制の充実に図ります。また、無医地区への巡回診療を推進するとともに、広域医療に関し関係市町及び医療機関と緊密な連携・充実に図ります。

数値目標

〈施策に関連する成果指標〉

成果指標名	単位	基準値/H30年度	目標値/R7年度
健康寿命（男） ※	歳	78.16	延伸
健康寿命（女） ※	歳	84.44	延伸
※指標の出典(県保健福祉部)			
特定健康診査 受診率	%	43.7	60.0
胃がん検診 受診率	%	30.0	40.0
子宮がん検診 受診率	%	28.0	40.0
肺がん検診 受診率	%	35.0	40.0
乳がん検診 受診率	%	41.0	45.0
大腸がん検診 受診率	%	35.0	40.0
胃がん検診精密検査受診率	%	73.0	80.0
子宮がん検診精密検査受診率	%	86.0	90.0
肺がん検診精密検査受診率	%	74.0	80.0
乳がん検診精密検査受診率	%	78.0	80.0
大腸がん検診精密検査受診率	%	61.0	80.0
3歳児健診むし歯の罹患率	%	18.1	17.0
予防接種（MR）接種率	%	92.2	95.0

※胃がん検診精密検査受診率から大腸がん検診精密検査受診率の基準値はH29実績です。

＝施策の実現に向けた行政と町民の役割分担＝

主 体	取り組み内容
行 政	・すべての町民が、自分の健康づくりに生かせるよう、健診の機会を設け、健康管理を図れるような環境づくりを推進する。
町 民 事業者	・自分の健康状態を知り健康管理に生かすために、積極的に健康診査を受診し、その結果をもとに健康管理に取り組む。